

93005301

10年保存

基発第 0216004 号
平成 21 年 2 月 16 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

建設労働者の労働条件の確保・改善に関する国土交通省との
通報制度等について

中小企業が多数を占める建設業者を取り巻く情勢は年々厳しさを増しており、これら業者においては、経営環境の悪化等を背景として法定労働条件の履行確保上の問題の発生が懸念される場所である。

こうした中、平成 20 年 8 月 29 日、「「安心実現のための緊急総合対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議」において決定された「安心実現のための緊急総合対策」において、下請事業者対策を強化することとされ、厚生労働省においては、国土交通省との間において下請業者の保護のための連携を図ることとした場所である。

下請取引の適正化は、下請業者の経営の安定・健全性を確保する上で重要であるほか、建設労働者の労働条件の確保・改善にも資するものであり、労働基準監督機関においても国土交通省との連携を図る必要があることから、下記のとおり下請取引の適正化の趣旨を踏まえ通報制度等を実施することとしたので、この的確な実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本件については、国土交通省と協議済みであることを申し添える。

記

1 通報制度等の概要

(1) 通報制度

労働基準監督機関において、事業場に対する監督指導を実施した結果、労働基準法第 24 条違反等の労働基準関係法令違反が認められ、当該違反の背景に元請業者による建設業法第 19 条の 3 (不当に低い請負代金の禁止) 等に違反する行為が存在しているおそれのある事案を把握した場合、下請業者

の意向を踏まえつつ、かつ、秘密保持に万全を期した上で、国土交通省に当該事案を通報するものとする。

なお、通報事案を把握し通報する場合、下請業者において、これによって労働基準関係法令違反の是正が猶予されるとの誤解が生じないように、下請業者に対して十分に説明することとする。

(2) 相談窓口の教示等

下請業者が通報を希望せず、国土交通省への取次ぎを求める場合、労働基準監督機関においては、建設業法に関するリーフレットを配布するなどにより、国土交通省の相談窓口を教示することとする。

また、事業場に対する監督指導において、労働基準関係法令違反が認められない場合であっても、下請業者の意向等を踏まえ、必要に応じ建設業法に関するリーフレットを配布するなどにより、相談窓口の教示等に努めるものとする。

2 通報事案

労働基準監督機関において、事業場に対する監督指導を実施した結果、労働基準法第 23 条、第 24 条、第 37 条又は最低賃金法第 4 条違反が認められ、当該違反の背景に元請業者による建設業法第 19 条の 3 等に違反する行為が存在しているおそれのある事案とするものとする。

なお、元請業者については、当分の間、建設業法第 3 条による国土交通大臣の許可を受けたものに限るものとする。

3 通報の方法・時期

上記 2 の通報事案については、当分の間、本省から国土交通省あて通報することとするので、違反事業場の所在地を管轄する労働基準監督署は、事案を把握した都度、都道府県労働局（以下「局」という。）へ報告し、局においては、速やかに本省へ報告すること。

本省においては、通報事案を国土交通省に速やかに通報することとする。

4 通報事案の処理

国土交通省に対し通報した事案については、国土交通省との的確な連携を図る観点から、その処理状況等について一定期間ごとに報告されることとなっていること。